専修大学社会科学研究所月報

No. 27

1965. 12. 20

「諸形態」と「インド通信」 におけるアジア社会像

I to a store of

「「資本制生産に先行する諸形態」が提起した多くの問題の中でも、「アジア的共同体」のそれが、今日のわれわれにとってなか重要な意義を有することはここにぜい言を要しない。かつて「アジア的生産様式論争」は直接に中国革命の戦略論争としてたたかわれた。わが国でも、近代日本史を彩る多くのどすぐろい側面が日本社会の「アジア的特質」に帰せられてからすでに久しい。それだけに戦後の「諸形態」が公刊されたとき、それはわが国の渇をほとんど完全にいやすかに見えた。しかし、「諸形態」は現実には、戦前来の論争に決定的な終止符を打ちはしなかった。その理由のひとつは、『諸形態』の「アジア的共同体」が性急にあの「アジア的生産様式」と密着せしめられたこと、そしてしかも、当時では絶対的なスターリン的五段階説の中に論理適合的にはめこまれねばならない運命にあったこと、にある。ために「アジア的・

共同体=生産様式」は,例の総体的奴隷制規定を絶好の接着剤として,「奴隷制の東洋的変種」と解釈されるに至った(その総括。服部之総氏ほか「アジア的生産様式論」1949年。自揚社。)そののちの『諸形態』研究に一大転機を画した大塚久雄氏の『共同体の基礎理論』は,アジア的共同体をすぐれて種族的な「第一次的『農業共同体』」として,これを原始共同体の範疇で把握したが,一方.古ゲルマン的生産様式をもアジア的共同体に包括したため,「アジア的生産様式」の地域類型的特質の問題のほうは理論的には後景にしりぞけられた感があり,未だ統一的古代アジア像を描ききったとは思われない。

アジア的生産様式の問題の複雑さのもっとも重要な原因のひとつは、『諸形態』をも含めてのマルクスが原始共同体とアジア的共同体とを明確に区別して用いていない、という点にあった。塩沢君夫氏は、早くからこの点を正しく指摘したが(『古代専制国家の構造』1958年)、その代り氏は「アジア的生産様式」を原始社会と古代社会の中間に成立した世界史的一段階にランク・アップしようと試みた。これは少くとも『諸形態』理解としては問題の焦点をよりぼやけさせる結果におわったと考える。

小稿では、『諸形態』のアジア社会像をかなりチグハグに構成している三つの主要な理論的概念を、『諸形態』を中にはさむ二つの時期の通称「インド通信」のアジア像との関連をときほぐすことによって、マルクスのアジア認識の推移をフォローしてみたいと思う。

三つの主要な構成概念の不整合な混在というのはこうである。

『諸形態』には,第一にアジア社会をいわば全土王有説もしくは国家最高地主説でとらえよ りとする方法と,第二に,直接的生産者こそ真の所有者であるという認識と,そして最後に, 土地の共同体所有説という,土地所有主体をめぐる三つの基本視角が,根本的には未解決のま まに居心地わるく共存していると言える。先述のアジア的生産様式論争の参加者たちは,『諸 形態』を除くマルクスの全労作の中からそれぞれ自説を裏付けうる叙述を発見できたのだが, 『諸形態』が当時利用可能であったとしても事態はそれほど変らなかったであろう。

第一の全土王有説の根拠をあげよう。「総括的統一体は、これらすべての小さな共同団体の上に立ち、上位の所有者あるいは唯一の所有者としてあらわれる。……所有は……多くの共同団体の父である専制君主に具現される総合統一体が、特殊な共同体を介して個人に分譲する結果、個人にとって間接的なものとしてあらわれる。」(Formen,S.7)。

第二の,直接生産者=所有権者説の論拠は次のとおり。「どちらの形態(自由な小土地所有

と東洋的コムーネに基く共同体所有 — 望月)にあっても,個人は労働者としてではなく,所有者として — しかも同時に労働もする共同団体の成員としてふるまう。」(Formen, S. 1)。しかも「この所有とは,本源的には,労働する(生産する)主体(もしくは自己を再生産する主体)が,自分のものとしての彼の生産もしくは再生産の諸条件と関係することである。」(S. 33)。

そして第三の共同体所有主体説。

「東洋的専制主義と無所有性の内部では,無所有性の根拠は法的には専制主義の中に存在するように見えるが,実は,この種族所有または共同体的所有を基礎として存在している。」(S.7)。「アジア的形態にあっては,個々人の所有はなく占有だけがある。共同体が本来の現実的所有者であり — したがって所有は土地の共同体的所有としてのみあらわれる」(S.18)

I

アジア社会における土地所有主体の所在をめぐる,こうしたはなはだマルクスらしからぬ歯切れの悪さは、結局生前での公刊を自ら肯んじなかった『諸形態』にのみ見られるのではない。 読者はたとえば全土王有説といえばただちに『資本論』第三巻四十七章の,アジアでは国家が最高の地主であり、地代と租税とはそこでは一致する,という有名を叙述を想起されるであるらが,それなら『資本論』段階ではこの国家最高地主説で首尾一貫しているかといえば必ずしもそうは言えないというところに,このアジア的共同体論の問題の複雑さがある。

かくして次のような問題が提示される。マルクスのアジア社会観はかれの全著作を通じて一貫不変でありえたか否か。少くとも、『諸形態』の執筆をはさむ一定時期のアジア像に研究史上の進歩を反映した、ある種の変化を示していないであろうか、という問題である。

そとでいま,『諸形態』を中心としてマルクスのアジア社会分析に寄与した主要諸文献を時代順に配列してみることにする。(はじめの年代は出版年。これらはマルクスが読んで彼の著作などに引用されている ― ただし,読んだ時期は不明 ― ものに限る。なお,ケネー・モンテスキュー・スミスなどは除外した。)

- 1. 1680 年ごろ ······ F · ベルニエ「モガール大帝諸国旅行記」
- 2. 1817年…… T.S.ラッフルズ「ジャヴァ史」
- 3. 1819 年 ····· M · S · エルフィンストーン「南インドに関する報告」
- 4. 1826 年 ······ J . ミル「英領インド史」
- 5. 1831 年 · · · · · J · ミル「植民地」(プリタニカ百科辞典補遺)

- 6. 1831年…… R.ジョーンズ「富の分配ならびに租税の源泉に関する一考察」
- 7. 1840 年 … … ヘーゲル「歴史哲学講義」
- 8. 1845 年 …… 『ドイツ・イデォロギー』
- 10. 1853年……『インドにおけるイギリスの支配』ほか諸論文(以下「第一次インド通信」 と略称する)
- 11. 1857年7月→ 1859年4月……『第二次インド通信』
- 12. 1857 年 10 月→ 58 年 3 月 …… 『諸形態』を含む『経済学批判要綱』の草案脱稿
- 13. 1859 年 1 月 …… 『経済学批判』(序言)
- 14. 1861年→ 63年……『剰余価値学説史』手稿。
- 15. 1867 年 …… 『 資本論』 第一巻初版

(以下省略)

さて,煩をいとわず列挙した上記の諸文献のアジア社会論を系統的に通観して気付くのは, 次のような事実である。

第一に、第一期(およそ1840年代まで)のラッフルズ、J・ミル・ジョーンズ・ヘーゲルらが共通して例の全土王有説を主張していることである。試みにジョーンズの一節を引こう。「アジア全体を通じて、君主がこれまでその領土の土地に対する排他的所有権を所有していた。・・・ことでは人民は一般に唯一の地主たる君主の小作人である。生活資料のために全人口が君主権に隷属しているこの事実こそ、東洋社会の不滅のデスポティズムの真の基礎である。」(R. Jones, Distribution of Wealth etc., p.8。なお島恭彦『東洋社会と西欧思想』81-82 頁参照)。ジョーンズが東インド専門学校教授として当時第一級のアジア通と目されたことはいうまでもない。興味深いことに、マルクスが1853年5月の手紙で絶讃した上記の老ベルニエの『旅行記』のほぼ同一箇所(選集8巻下、457頁)は、すでにジョーンズが1852年の『諸国民の経済に関する講義テキスト』および、彼の死(55年)後に編集された『遺稿集(Liーterary remains)』(59年)において紹介されていた。前者をくわしく検討した『剰余価値学説史』においてもこのベルニエが登場している(改造社版全集11巻496頁)。マルクスはおそらくこのジョーンズから、あるいはミルの『英領インド史』からベルニエを知ったのであるう。

マルクスが、1853年7月11日付の、ニューヨーク・デイリ・トリピューン紙への通信において出典を明記せずに「歴史家ミルは次のように語っている」と前置きして引用した、あたかも

ひとつながりの文章は,実は,『インド史』第5巻中に散在するそれぞれ数行の叙述をつなぎ 合せたものであった(cf.J.Mill, History of British India, vol. V, pp. 68, 75)。

しかもこの両者の全土王有説は、いずれもその結論の引出し方がネガティヴであった点でさらに一致している。一方でジョーンズが,アジアのデスポットが収取する貢納生産物はその高率な点でとうてい租税とは考えられぬとした(Literary remains, p.82)ように,他方のミルもまた,ベンガルの一村落の収穫物分配方式の分析から次のような断定を下した。「これらの事実から引出されるただひとつの結論は,土地所有権が君主に属するということである。なぜなら,もし土地が君主に属しないとしても,一体ほかの誰に属するかを示すことはできないであろうから。」(History of B.India, vol.1, p, 265)。

「第一次インド通信」がこの観点によって貫かれていることは、とくに53年6月25日付け「トリビューン」紙掲載論文で明らかである。ここには灌漑を管理する中央集権政府の決定的役割と同時に、村落共同体への言及が見られるが、そのなかの彼自身の叙述の一部分(選集8巻上、185頁2-7行分)は、実は1810年の下院インド問題特別審議委員会第五報告書のめき書きであり(Mill、History、vol. I、p、266f.)、しかもそれは、『資本論』ではラッフルズ『ジャヴァ史』からの抜萃として注記されているものである(Das Kapital、1、376.fussnote、61)。つまりマルクスは53年には、村落共同体を全土王有論者たるミルやラッフルズの眼を通して観察している、といえるのであって、この時期のマルクスが、こうしたアジア社会の特殊構造の源流をラッフルズの回教教義起源説やミルのマヌ法典起源説に求めている理由がうなずけてくる。さらに言えば、ミルが全土王有論者のひとりに教えている M. ウィルクスの『南インドの歴史的スケッチ』(1810-17年)を、この時期にかどうかはともかく、マルクスは読んでいたことも注意したい(Das Kapital、a.a.o.)。

ところで、1857 - 58年になると、この東洋社会観は徐々に微妙な変化を示しはじめる。

1857年8月14日付けの「トリビューン」紙への通信において、マルクスは、セポイの反乱に関するディズレイリ首相の下院での演説を引用しているが、そこでディズレイリはこの反乱の原因を次のような事実に求めた。すなわち総督府当局が「インドにおける最大多数の二階級、すなわち領主のためになにか公務を果した代償として土地を保有する封建的大家臣つまりジャギールダルと、地租を全免された土地保有者であって、そっくり同じとは言えないが少くとも広い意味でわが国のフリーホールダーに相当するイナームダル(=ゼミンダール)」に対して

インドの旧慣を無視して実子なき場合の所有地没収政策を強行したという事実に、である。マルクスはしかし、その無署名寄稿において、このゼミンダール=フリーホルダー説に一言半句も批判めいた解説をさしはさまなかった。つまり彼はこの時期には、1853年ごろの全土王有説を放棄しはじめているのである。

あたかもこの時期は,『経済学批判要綱』の有名な「序説」が完成された時期であった。後者の日付は同年8月29日であるから,ほぼ平行的に書かれたといってよい。『経済学批判序説』は,インド人(古代インド人でなく!)・スラヴ人・古代ケルト人のところに見られる共同所有が所有の本源的形態であると述べつつ,はじめて「封建的・古代的・東洋的諸社会」という,数カ月後にあの「序言」で明言されるはずの世界的序列を構想するに至ったが,しかしマルクスは,現実のインド的共同体のすべてを本源的共同体と規定できるほどの決定的な結論に達してはいなかった。アジア的共同体を本源的なそれの一解消形態としているわが『諸形態』もまたこの時期に脱稿された(あるいは成稿しつつあった)のであるから。

このような、つねのマルクスにふさわしからめ筆のためらいの底に彼一流の東洋社会研究があったことはたしかであって、1858年6月7日付けの通信は、インドの土地所有権の所在をめぐるふんぶんたる諸説を、政府こそが土地を分割し耕作者に貸与する真の所有者とする「貢納=地代」説、その政府の権利は主権に発する「封建法的徴税権」にすぎずインドでも土地は本質的に私有財産だという「貢納=租税」説とに二大別したうえでこう述べている。「インドの土地が・・・・完全な私法上の権利にもとずく私有財産であることを承認するとして、それでいったい誰を真の所有者と見なすべきであるのか。」(選集8巻下、406頁)、と。そして彼はさらにこの土地私有論の中のひとつの潮流、つまり西欧の領主に相当するタルークダルや英国のジェントリに相当するゼミンダールを所有権者とする説がコーンウォリスの土地政策の基礎となったが結局失敗した、と考えたのち、「インド人の原始的制度によれば土地所有権は村落共同体に属していたのであって、この共同体が各個人に土地を耕作のため分割する権限を有していたという見解」、いいかえれば「直接の土地耕作者を土地所有権の持主と認め、彼らの権利を、農産物への分前を政府にとりつぐ仲介者たちの権利に優越するものと認める」ところの「村落共同体説」(しかし実は生産者=所有者説)を非常に好意的な筆致で 一 本国トーリー党政府の地主重視政策への批判をこめて 一 紹介につとめているのである。

この生産者=所有者説は、1857-8年になって突然に主張されはじめたわけではない。先出のエルフィンストーンは、デカン地方の村落経済の調査から「ライオット(ryot)」を一定額の地租支払義務を負う土地所有者(Proprietor)と観察していたし、ミルも、このライオッ

トの権利を非常に強固な「永久的占有権」と考えていた。(History, vol. [, p. 275)。一般 にインドにおける共同体所有権者説をもっとも説得的に展開したのは,ジョージ・キャンベル の『近代インド』(1853年)であるとされているが(筆者未見),『資本論』第1巻(1867年) の時期のマルクスはともかく(Das Kapital, 1, S. 376), 両次のインド通信の時期のマルク スがこれを利用していたかどうかは明らかでないばかりか、1859年の中国問題への通信におい て,同年に公表された特命派中大使エルギン卿の報告の中から,卿自身の「(中国農村住民の)大部分は、各自のごく小さい所有地を帝室から完全な私有権にもとずいて受けとり、年々あ まり苛酷でない若干の貢税を納付する義務を負わされている」(選集8巻上,132頁)という 見聞を,なんらの留保なしに引用してさえいる。すでに『諸形態』において,原始的資本蓄積 の必然的前提としての、直接生産者による小土地所有の解体、という論理を組立てていたマル クスが、こうした小生産者的所有様式を、アジア社会分析の不可欠の一視角と考えるようにな っていたことはほとんど確実であろう。あたかもこの時期には、イギリスの地税制度の効果的 施行のための調査が一段落を告げ、これまで全インド的存在と見なされていたゼミンダールは ベンガル州でのみ地税負担者(総督府の観念では土地所有権者)とされ,南部インドの担税者 は耕作農民たるライーヤト階級,西北州・パンジャーブでは村落共同体(支配カーストのそれ)というふうに,長期にわたる強行と抵抗ののちにインド各地の伝統に即応した土地政策が確 立した時期でもあったのである。

V

以上のべてきたような,東洋社会の骨格についての模索過程の中でまさに『諸形態』が書かれた。もちろん『諸形態』そのものは,東洋社会研究を直接の目的にしたものではなかったにしても,モルガンの著作出現以前のマルクスにとっては,インドを中心とする東洋社会は,原始および古代社会の「多彩な標本をそなえたりっぱな見本台紙」の役割を果したのであって,その意味でマルクスは,イギリスのインド植民地政策批判を通じて,近代東洋社会と原始・古代社会の両者をつねに二重うつしにしながら研究していたのであった。

こうした模索の中で、マルクスは所有の本源的形態をインド的 — それは同時にスラヴ的・古代ケルト的でもありえた — 「共同所有」(Gemeineigentum) — その階級社会への遺制が「共同体所有」(Gemeindeeigentum) — に求めることに成功しながらも、しかし近代インドの村落共同体については、断定的な結論を下すことを留保したまま、こうした村落共同体を基礎とする共同体重層社会を原始段階に漠然と想定したうえで、これに例の「アジア的生産

様式」という甚だプロプレマティッシュな段階規定を与えたのであった。すなわち、マルクスは本源的所有が十全に貫徹している純粋な共同所有社会(原始的種族集団)とならんで、種族的 紐帯が強力に作用しながらもその内部に私的所有が発芽しはじめた解体期共有社会の存在に、インド的村落の観察を通じて、気付いてはいたが、この私的所有が生産手段の階級的私有(他 方の極に無所有が位置する所有)か、支配服属を内包せめ、いわば即自としての所有かについては、公刊される著作において最終的結論をくだすに足るデータと自信をもつに至っていなかったのである。

しかしながら一方で,『諸形態』のマルクスはひそかに,アジア的共同体を,古典古代的およびケルマン的共同体とともに,それみずからの胎内に非支配的な私的所有をはぐくむに至ったため漸次に分解しつつあったところの本源的共同所有,換言すれば原始的共同体の解体形態である,とする特徴づけを実験的に構想していた。公刊の著作では,共同体を,「共同所有」(=無階級社会)と「共同体所有」(=階級社会内部の部分的遺制)とに截然と区分するにとどまって,その移行期に,共同所有と私的所有とが一時的に共存可能な過渡形態を設定するのをためらいはしたが,後年の,ヴェラ・ザスリッチあての手紙草稿でかなりはっきりした相貌を与えられるようになった『農業共同体』という範疇は,すでに『諸形態』において醱酵しつつあったのである。そしてマルクスは、このような共同体理論を,最後の敵対的社会構成体たる資本制生産様式(=非支配の私的所有の「第一の否定」)がそこへ向って止揚されるはずのより高次の回帰点たる「自己の労働を基礎とする個人的な私的所有」(『否定の否定』 Das Kapital. 1,803)の解明のために展開したのであった。

ところが、共有と私有のからみ合いについてこのようなかなり明確な理論的見とおしを得ていたにもかかわらず、『諸形態』が、1953年いご公表された論文からは姿を消したはずの「全土王有説」をふたたびよみがえらせたのは一体なぜであろうか。

理由のひとつは、ベルニエ以来の東洋社会観の蓄積をまだ共同体理論が決定的にくつがえし得るに至っていないという研究史の問題に帰せられよう。「アジア的生産様式」という用語はそれ自体でマルクスの、あの村落共同体を基礎細胞とする近代アジア社会を古代アジア社会の、さらには古代社会一般の継承物とする視角を表現しているのであろう。この点は充分に考慮しなければならない。だがそれにもまして重要な理由のひとつは、私には、世界史の発展段階に関するヘーゲルの有名なシエーマ・東洋では現在に至るまで依然としてただひとりのみが、ギリシャ・ローマでは少数の者だけが、ゲルマン世界ではすべての者が自由であるという(『歴史哲学緒論』河野訳70、72頁)きわめて弁証法的なレトリックに対するマルクスのたちがたい

- 8 -

愛着の念にあったと思われる。かれは「唯一の所有者たるデスポット」をアジア的農業共同体 とかみ合わせようと努力し、そしてついに満足するに足る結論を得られなかった。これこそ『 諸形態』をあえて自から「ねずみの歯の批判にゆだね」た根本的な理由ではなかったろうか。

中国の人民警察

隅 野 隆 徳

このたび第一回日中青年友好大交流に参加して,一ヵ月にわたり,中国各地で,中国の青年のみならず多くの中国人民と交流を深める機会をえた。その間,私もその一員である日本の青年法律家代表団の一行は,大交流の一環として,中国の法律事情についていろいろ見聞する機会をもった。それには,裁判所,監獄,人民警察,大学等がある。その中,本稿では,人民警察について紹介してみることにする。

中国との間には、今日もなお国交が正常化されていないという異常な関係が続いているが、法律界では、その中にあって、これまでにいく度かの相互交流を進めてきた。その成果は日本ではすでにいろいろと紹介されている。(たとえば、「中国の法と社会」1960年、「法律家のみた中国」1965年)それらを通じて、中国の法律事情は一般的にある程度までは知られている。ただ、その中で、これまで文献的にもあまり知られていなかったものとして、警察等の公安機関の問題がある。今回、私たちの希望が入れられて、人民警察との座談会を北京で開くことができた。ただし、事前の十分な打合わせができず、突然であったため、人民警察制度全体についての紹介はえられず、もっぱら末端の機関の活動の紹介であった。あるいは、そのために、末端の警察機関と人民大衆との結びつきの問題がより明確に提示されている、ともいえよう。座談会は、8月28日、北京民族飯店で、北京市天橋派出所所長彰宝生氏の他、戸籍巡査2名交通巡査、消防巡査各1名の出席をえて行なわれた。その時の説明と質問および解答を整理すると、次のとおりである。

(1) 人民警察の成立

北京では、1949年の解放後、旧警察制度を粉砕し、農村。工場・学校から新しい革命的人材を登用して、新しい警察をつくりあげていった。総称して、人民警察という。そこに旧来の警察官が留用された例は、出席者の知る限りではない。旧警察官はその後、思想改造されていった。